

特定医療費（指定難病）助成制度について 「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

平成30年9月から、難病法に基づく特定医療費の自己負担上限額の決定に当たり、**「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。**

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

要件を満たす方について、寡婦控除が適用されたものとみなして算出した市民税（その結果、非課税となる場合を含む）を基礎として、医療費の自己負担上限額を算定するため、より自己負担の少ない階層区分に決定されることがあります。

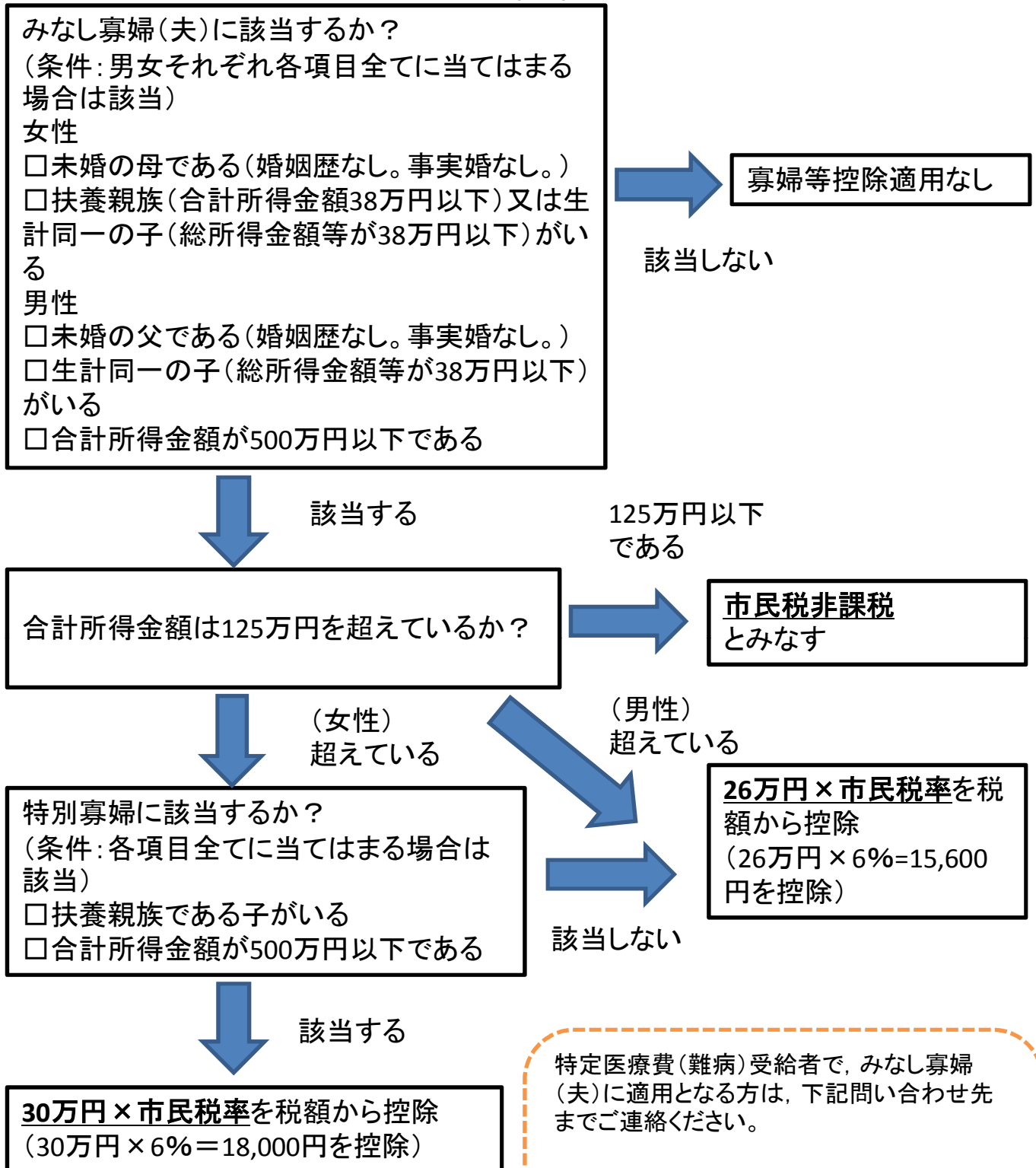
- ※あくまでみなし適用のため、市民税自体が減額されるものではありません。
- ※適用には申請が必要となりますので、新潟市保健所までお問い合わせください。
- ※要件に該当するかを確認するため、戸籍全部事項証明書等の書類を、負担上限月額の算定に必要な書類として提出していただく場合があります。
- ※現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市民税非課税世帯の方、人工呼吸器等装着者として認定される場合に該当する方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、負担上限月額が減額されません。
- ※その他、所得の状況等によっては、負担上限月額が減額されない場合があります。

<参考：自己負担上限額一覧表> [太枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。](#)

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額（難病） 単位：円 （患者負担割合：2割、外来+入院）		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	市民税 非課税	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市民税 7.1万円未満		10,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	市民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市民税 25.1万円以上		30,000	20,000	

【参考】

市民税へのみなし寡婦(夫)適用フローチャート



特定医療費(難病)受給者で、みなし寡婦(夫)に適用となる方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒950-0914

新潟市中央区紫竹山3-3-11

新潟市保健所保健管理課 企画管理係

電話:025-212-8183